

政治研究結果報告書

—政治研究助成—

西暦 2025 年（令和 7 年） 2 月 12 日

一般財団法人 櫻田 會
理事長 増田 勝彦 殿

研究者名 武智 秀之

大学名・職位 中央大学法学部 教授

第 42 回（ 2024 年度）櫻田會政治研究助成による研究を下記のとおり実施しましたので、その結果について報告します。

※印の記入項目に関する貴會ホームページへの掲載についても同意いたします。

記

※研究の名称（英語も記入） Research Theme

調整の研究

The Politics of Public Sector Coordination

※英文抄録（研究目的、経過、成果 250words 以内） Abstract (Purpose, Process, Significance)

The coordination among administrative agencies, three levels were assumed: the national level, the local government level, and the policy implementation level. However, due to constraints such as historical materials and data, the research was limited to the third level. Regarding measures to combat poverty and youth, the analysis was conducted to see whether collaboration between multiple agencies and collaboration with private organizations, companies, and residents is taking place as follows. The institutional analysis of coordination was attempted by dividing it into the three dimensions of organization, network, and policy. The research was conducted through literature research and interviews.

※研究の目的・研究方法・意義（日本文 600 字以内）

行政機関における調整について、第 1 に国レベル、第 2 に地方自治体レベル、第 3 に政策実施レベルの 3 つのレベルを想定していたが、史料やデータなどの制約のため、第 3 のレベルに限定し、研究を進めた。貧困対策、若者対策について、多機関の連携、民間団体、企業、住民との連携を分析し、組織、ネットワーク、政策の 3 つのレベルで調整の制度分析を試みた。文献研究とヒアリングによって調査研究を行った。

※研究経過と結果の概要 (以下の欄に 35 行以内(1500 字程度)にまとめる)

貧困対策や若者対策について文献調査を行った。教育社会学、社会福祉学、労働経済学などの文献を収集し、講読を進めた。宮本みち子、末富芳、横井敏郎、阿比留久美、小杉礼子、本田由紀などの本や論文の講読をおこなった。2024 年 7 月に「生活困窮者自立支援について」をテーマに文京区生活福祉課自立支援担当の職員から話を伺い、「社会的孤立と地域の居場所づくり」をテーマに文京区社会福祉協議会地域福祉推進係の職員から話を伺った。

こども基本法が制定され、子ども・若者育成支援推進法も制定された。若者の定義は不明確であり、政策対象として不安定である。年齢基準にもとづき政策を講じることが一般的であり、子どもや若者は学校を通じた統制・規律が一般的である。宮本みち子は、青年期から成人期への移行が長期化し、経済的にも非経済的にも親から完全に独立するに至らない時期が出現し、それを「ポスト青年期」と称している。若者政策は、教育、職業訓練、労働、住宅、医療、余暇活動、社会統合、平等教育など広範な分野を包含する政策であり、それらが若者のために実質的に機能することによって、若者はライフチャンスを獲得し、長期的な展望をもって人生を歩むことができるという。調整・連携は 3 つのレベルで行われている。

第 1 は自治体内の多機関連携である。若者と子どもに関する行政活動は福祉・教育・労働の政策領域にわたる調整の多い分野である。教育と労働を自治体福祉に結び付ける困難さがある。子ども・若者育成支援推進法に基づき「子ども・若者支援地域協議会」を設置することが地方自治体の努力義務とされているが、多くの基礎自治体は設置していない。財源や人的資源の制約のため、また縦割りであるため、子ども若者支援地域協議会の設置は進んでいない。文京区は青少年問題協議会の中で、若者の居場所についての検討が行われており、青小協での対応となっている。窓口での対応の限界があり、アウトリーチの必要性がある。

第 2 は民間の団体連携である。若者・子どもの居場所づくりとして、図書館、学校、学童、塾、公園、カフェ、公民館などが想定される。文京区社会福祉協議会の「フミコム」は協働の拠点として制度化されている。フミコムは、地域の活性化や地域課題の解決をめざし、新たな担い手の育成や、新たなつながりを創出するため各種事業をおこなっている協働の拠点であり、様々な地域活動を促進し、活動者が主体的に地域に向けて「踏み込む」活動をめざしている。ネットワーク会議、交流スペース、活動見本市、提案公募型協働事業、空き家、空きスペースを利用した居場所づくりが社会福祉協議会で行われている。中立性を維持する調整主体と事業主体としての 2 つの両立が課題である。

第 3 は若者への相談・支援の広域連携である。特定の自治体に負担が偏り、国：労働、都道府県：教育、基礎自治体：福祉という構図の脱皮が課題である。また、関連組織の間でデータを共有することが課題であるが、個人情報保護では順守義務も課せられており、この 2 つを両立可能にすることも重要である。広域連携としては、文京区、千代田区、台東区の広域連携として、「ひきこもり支援に関わる広域連携」事業が実施されている。本事業によりひきこもりに悩む当事者・ご家族の方が居住の区のみならず、近隣の区の事業について相互に利用でき、イベントの共同利用も行われている。

※研究成果の発表・著書、論文、学会報告等（あるいは発表の計画や形式等）

「若者と子どもの自立支援：調整の行政過程」『法学新報』第 132 卷 3・4 号、2025 年
として掲載予定である。

〔注〕 文責は貴研究グループに負っていただきます。個人情報等には十分ご注意ください。